

大官大寺第8次発掘調査現地説明会資料

1981年10月17日 奈良国立文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

1. 調査の経過

当研究所では昭和49年以来、明日香村小山および橿原市南浦町にかけて所在する大官大寺跡の調査を継続してきた。本年度調査は第8次をむかえ、主要伽藍の配置や規模をほぼ明らかにすることができた。今回は昨年度実施した、寺域北辺地域の解明を目的とした第7次調査の成果も合わせて報告する。

2. 検出した遺構

[大官大寺に関連する遺構]

a. 北面回廊 (SC540) D・E区にわたって検出したもので、E区では礎石抜取痕跡および据付掘形が明瞭に残っているが、D区では礎石据付掘形を5ヶ所で確認したほかは礎石落とし込み穴の位置から柱位置が推定された。桁行の柱間寸法は伽藍中軸線を挟んだ中央間が5.1m (17尺)、東端の1間 (回廊東北隅) が4.2m (14尺) であり、その間は3.9m (13尺) 等間・17間に復原できる。梁行は4.2m (14尺) とみられる。礎石は地山を掘って据えており、その後回廊基壇を築成している。ただし基壇は礎石位置近くまで削平されており、規模は明らかでない。

b. 寺域を圍する塀 (SAG00, SA04) SA600はA区で13間分検出した東西方向の掘立柱塀で、寺域の北限を区圍する施設と考えられる。SA04はE区の中央を南北に通る塀で、寺域の東限を圍するものと判断される。柱間寸法はやや不揃いであるが、SA600、SA04ともに約1.8mである。

c. 掘立柱建物 寺域内北辺 (A区) には3棟の東西棟を検出した。SB595は伽藍中軸線の位置にあり南廂がつく。SB590・591は相接して建つ3×2間の総柱建物で、倉庫であろう。B・C区にわたって検出したSB570は桁行5間・2.3m等間、梁行2間・2.6m等間の南北棟である。SB02はE区東半部にある桁行6間・2.7m (9尺) 等間、梁行2間・3.0m (10尺) 等間の東西棟である。寺域東限の塀SA04より外側にあるが、南側柱筋が北面回廊SC540の南側柱通りにほぼそろっていることから、一応大官大寺に関わるものと考えておく。

d. 井戸・溝 井戸は2基検出した。SE08 (D区)、SE580 (B区) とともに井戸枠が抜き取られている。SD01はE区東端に検出した溝状落ち込みで、まだ完掘していないが、発掘区のさらに東に続いている。埋土からは7世紀末葉の土器や少量ではあるが瓦片が出土しており、大官大寺の時期には機能していたとみられるが、この溝の位置はちょうど中ッ道 (東四坊大路) の推定位置に当たっており、注目に値しよう。

e. 礎石落とし込み穴 C・D区では合わせて16ヶ所の礎石落とし込み穴を検出した。穴は直径1~2mの規模で、礎石がそのまま残っているもの、礎石 (花崗岩) の破砕片や瓦片を多数に含むものなどがあり、そのうちの数ヶ所は北面回廊に関わるものと考えられる。

[その他の遺構]

大官大寺とは時期を異にする遺構がいくつかある。SA530はD区中央に検出した南北方向の掘立柱塀で、D区の北端近くで終る。この塀はF区 (第6次調査) から続くもので、総長39mにおよぶ。柱間隔は2.1~1.8mと不揃いで、柱自体も直径20cm前後と比較的細い。第6次調査での所見では、大官大寺にやや先行する遺構と考えている。D区西端にあるSB09は桁行6間・2.1m (7尺) 等間、梁行2間・2.7m (9尺) の東西棟掘立柱建物で、北側柱筋が南北塀SA530の北端にほぼそろうことから共存するものと考えられる。その他には小さな柱掘形をもつ小規模な建物 (SB03、SB560、SB596) や東西塀 (SA05) を検出しているが、所属する時期については調査の終了をまって判断したい。

3. 出土遺物

瓦類 回廊基壇周辺を中心に多量に出土している。軒瓦はいずれも「大官大寺式」で、軒平瓦113点、軒丸瓦71点をかぞえる。軒平瓦では6661-B型式が95%、軒丸瓦では6231-B型式が71%を占め、この組み合わせが北面回廊の所用瓦と考えられ、中門や回廊の他の部分と共通した様相をみせている。

土器 基壇部分周辺の細溝から若干量の土師器、須恵器等が出土している。7

世紀末葉に属するものが大半を占めるが、弥生式土器第5様式、7世紀代の土器、それに14～15世紀の瓦器椀などがみられる。

4. まとめ

今次の調査で北面回廊の遺構を検出したことにより、大官大寺の主要伽藍の配置がほぼ全面的に明らかになり、北限・東限の塀などの位置から寺域のひろがりを確認することができた。

伽藍配置 大官大寺の伽藍建物のうち最も早く作られ、また規模が最大であるのは金堂 (SB100) である。これは金堂が重視されていたことの現われと考えられるが位置的にもまさに寺域の中心に設定されている。講堂 (SB500) は金堂心から北75m (250尺) に配置され、塔 (SB200) の心礎は金堂心の南160尺、東150尺にある。これらの伽藍建物は回廊に囲まれ、南面回廊中央には中門 (SB400) が開く。金堂は、東・西面回廊と回廊でつながれる。北面回廊は講堂の北にあり、講堂を回廊で取り囲む形になっている。こうした伽藍配置、とくに北面回廊のあり方は、他に例をみないものとして注目される。

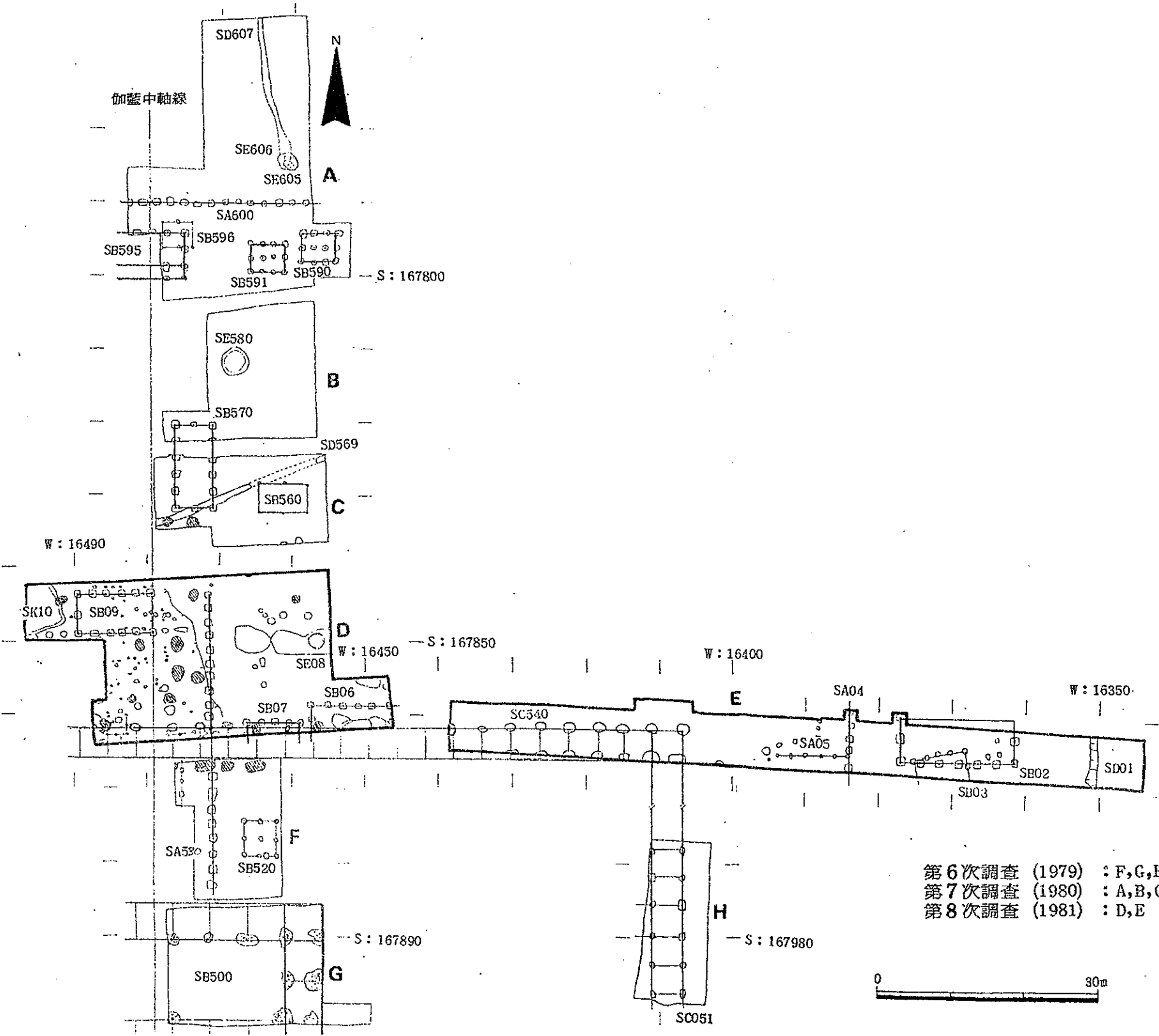
寺域と伽藍の地割 大官大寺周辺の藤原京条坊に関しては、従来遺構として確認した例がない。しかし金堂の中軸線 (=伽藍中軸線) が東四坊坊間路と一致し、棟通り (東西方向の中軸線) が九条大路と十条条間路との間の二等分線上にあると仮定した場合、藤原宮周辺で確認している条坊関連遺構との間の距離関係に矛盾はない。つまり、大官大寺の伽藍は藤原京の条坊に則って設定されたと判断できるのである。そうとすれば、このことや寺域を区画する塀の位置関係から、東西は東三坊大路と東四坊大路の間、南北は九条条間路と十条大路の間の、東西2町・南北3町を占めていると考えられる。北限の塀SA600は金堂心から北へ180mの位置にあり、昭和54年に行なった小山池での調査で検出した西限の塀SA2700は、伽藍中軸線から西約110mにある。また東限の塀SA04も同様に東94.9mに位置する。これらの距離は令小尺 (いわゆる天平尺) ではほぼ600尺、360尺、320尺であるが、令大尺 (1大尺=1小尺 \times 1.2) (尺 \approx 35.6cm) で換算すると、前二者はそれぞれ500大尺、300大尺となり完教がえられるほか、東限までの距離も200大尺+100大尺 \times 2/3 (266.6大尺) と一応説明のつく

数字となる。東限の塀が西限の塀と対称的な位置になく、やや西に片寄って設けられているのは、寺域の東に想定されていた東四坊大路 (推定中道) が大溝状 (SD 01) となっていることと関連するのかもしれない。なお最終的な判断は厳密な測量を経たのちに下すべきことであるが、回廊の東西幅は令大尺で400尺、北面回廊は金堂心から北に300大尺に、南面回廊は金堂心から南250大尺に設定されているのではないかと興味深い見通しを得るに至った。

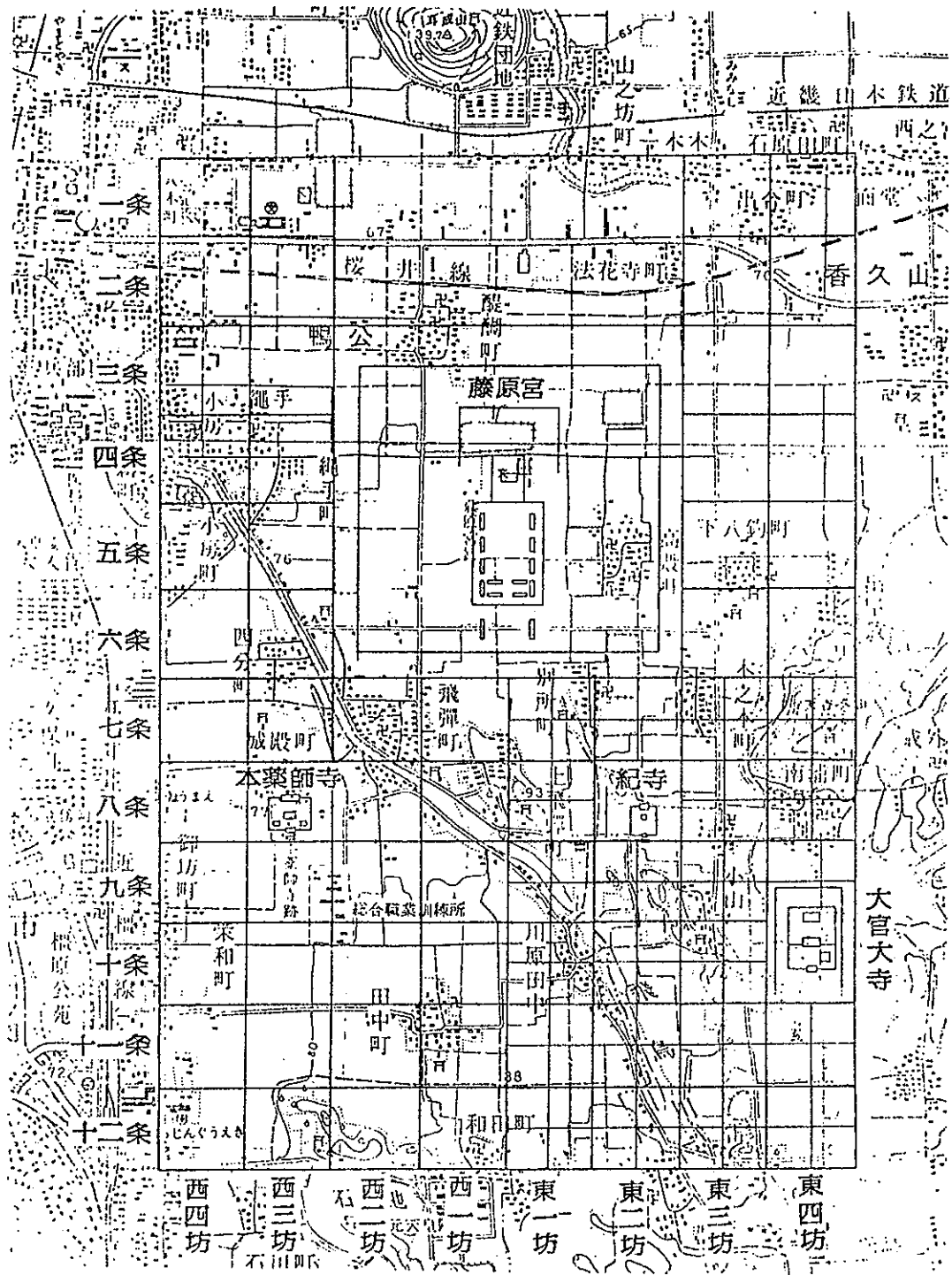
今後の課題としては、第一に回廊外に予想される僧房や食堂の確認であり、さらに東限の状況をいまいし確かめることであろう。

大官大寺略年表

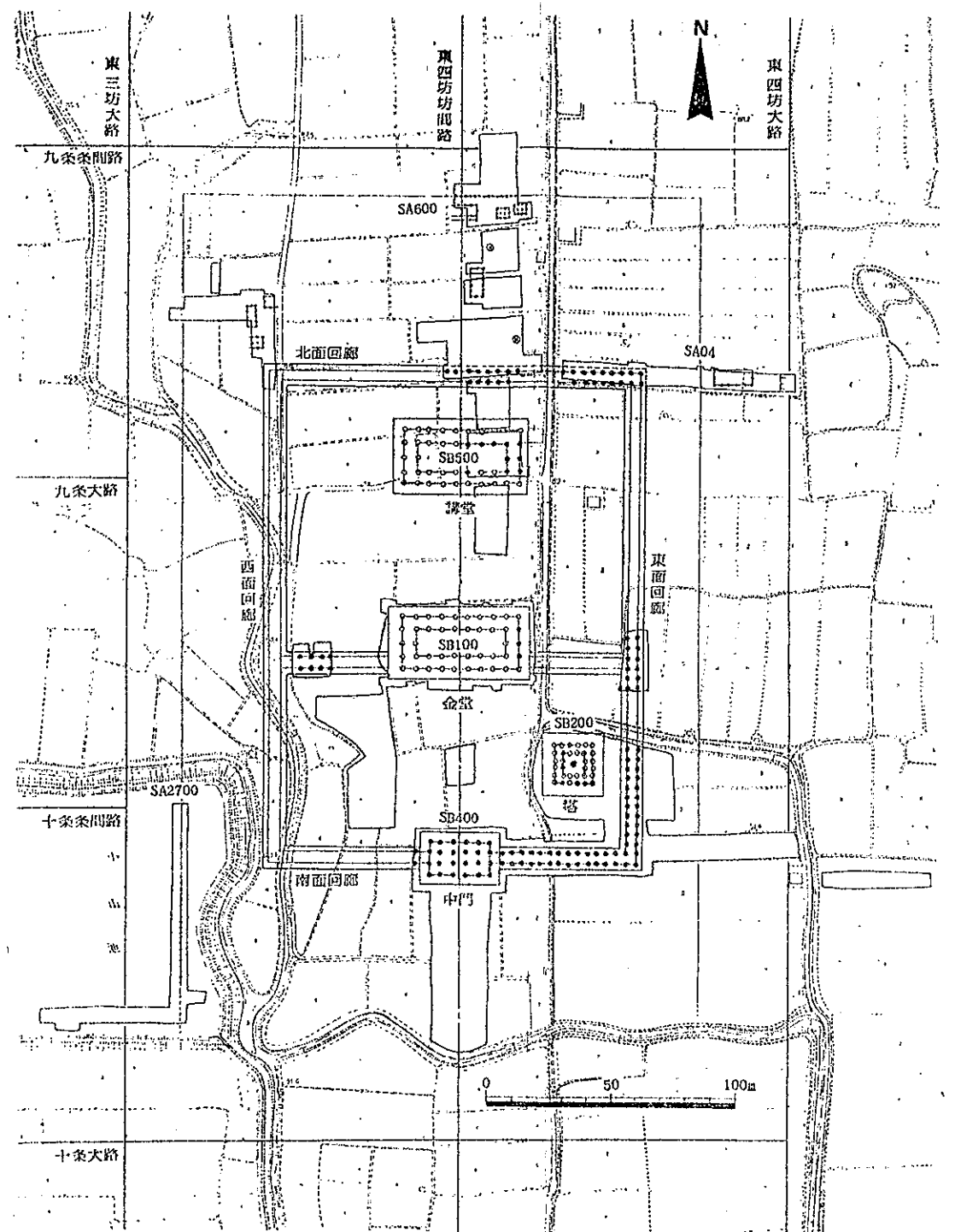
639 (舒明11)	百濟大寺を百濟川の側に造る (書紀)
673 (天武 2)	造高市大寺司を任命する (書紀)
677 (天武 6)	高市大寺を改めて大官大寺と号す (資財帳)
682 (天武11)	大官大寺で140余人が出家する (書紀)
702 (大宝 1)	大安寺で大宝令僧尼令を説く (統紀) 造大安薬師二寺官は寮に准じ、造塔丈六二官は司に准じることにする (統紀)
703 (大宝 2)	造大安寺司を任命する (統紀)
文武天皇	九重塔・金堂を建て、丈六像を造る (資財帳)
710 (和銅 3)	大官大寺を平城京に移す (大安寺碑文)
711 (和銅 4)	大官大寺焼亡する (扶桑略記)



遺構配置図



藤原京条坊復原図



伽藍配置図